

カーブミラー設置における要否判定の指針

令和4年4月

五島市建設課

カーブミラー設置における要否判定の指針

1 趣旨

この指針は、市民からのカーブミラー設置要望に対し、その必要性について同一の基準で、公正かつ適切に判断するための目安として定めたものである。ただし、歩道がない通学路や近隣に公共性の高い施設がある場合などは、この限りではない。

2 要否判定の手順

1) 交差点の場合

交差点における要否判定は、次の二段階の安全確認を行い、左右の見通しを確認する。

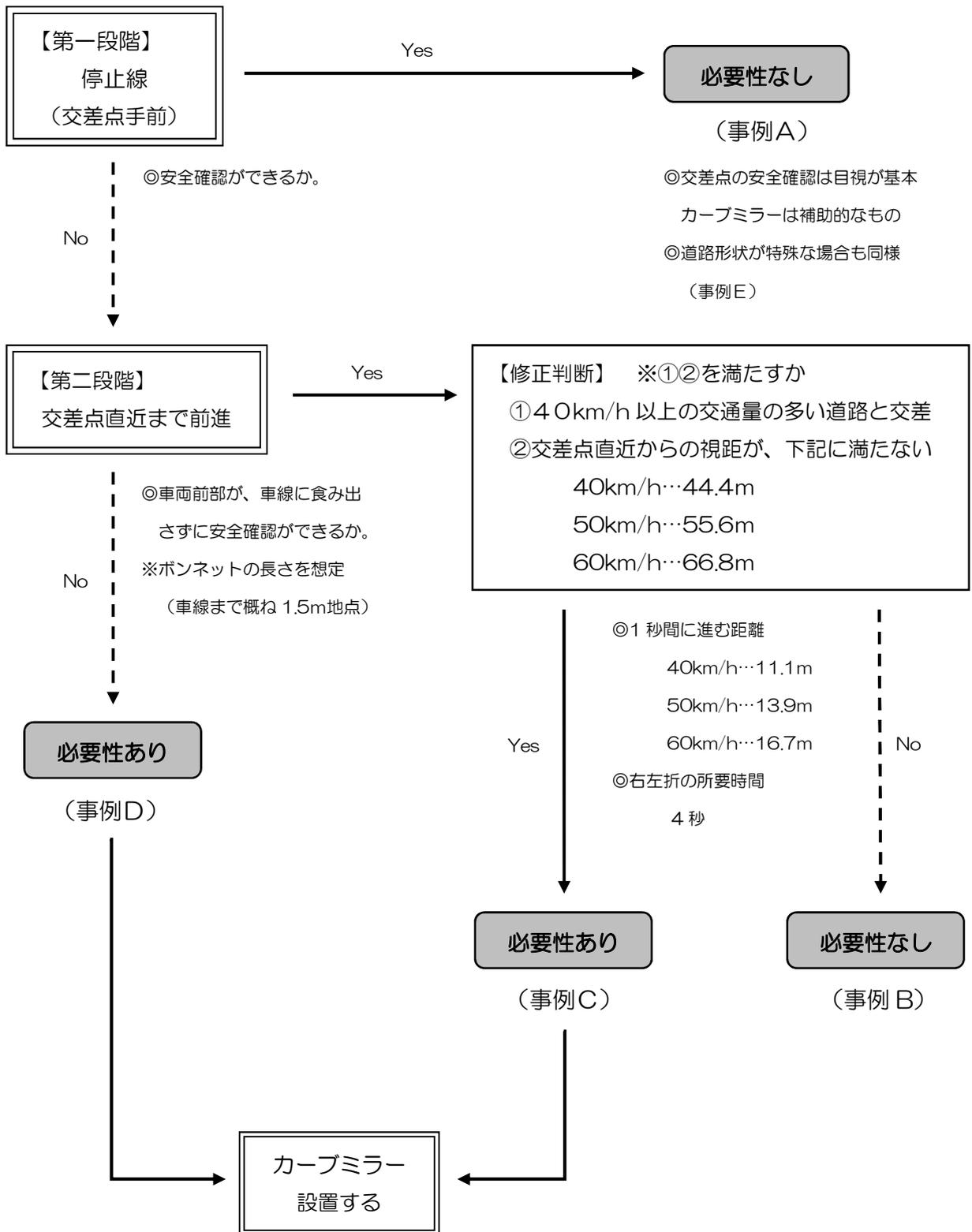
	確認位置	確認結果	ミラーの要否	備考
第一段階	停止線および指導停止線 (ない場合は交差点手前)	安全確認できる	必要性なし	事例A
		安全確認できない	第二段階に進む (交差点直近まで前進)	—
第二段階	交差点直近	安全確認できる	(修正判断①②を満たさない) 必要性なし	事例B
			(修正判断①②を満たす) 必要性あり	事例C
		安全確認できない	必要性あり	事例D

※第二段階で安全確認できる場合の修正判断

- ① 交通量が多く、速度の速い道路（制限速度40km/h以上）と交差する。
- ② 交差点直近から見通せる距離が、次の長さに満たない。

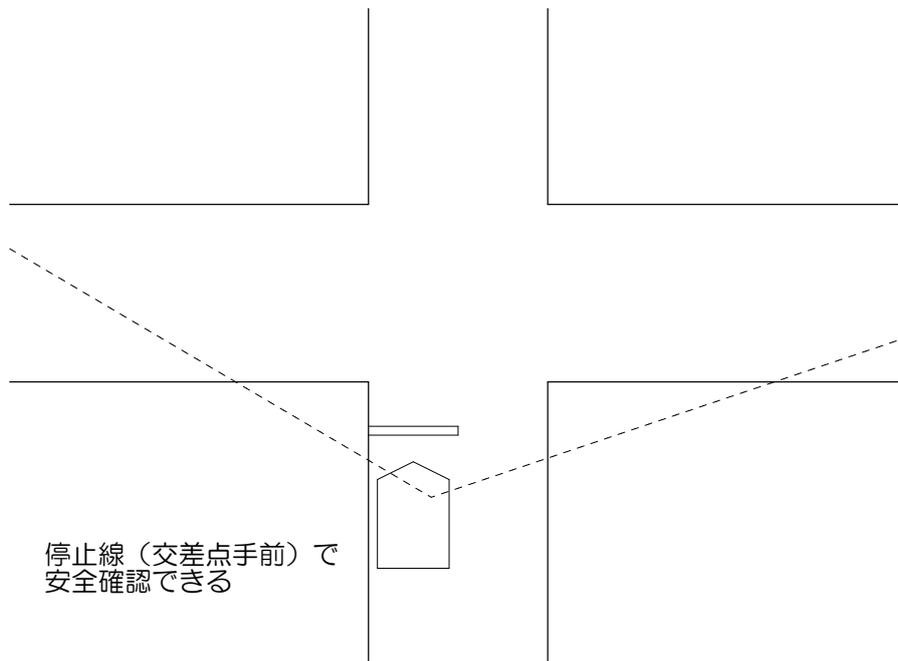
通過車両の速度	必要な視距	備考
時速40km	44.4m	◎1秒間に進む距離 40km/h…11.1m 50km/h…13.9m 60km/h…16.7m ◎右左折の所要時間 4秒
時速50km	55.6m	
時速60km	66.8m	

【交差点の場合の要否判定フローチャート】



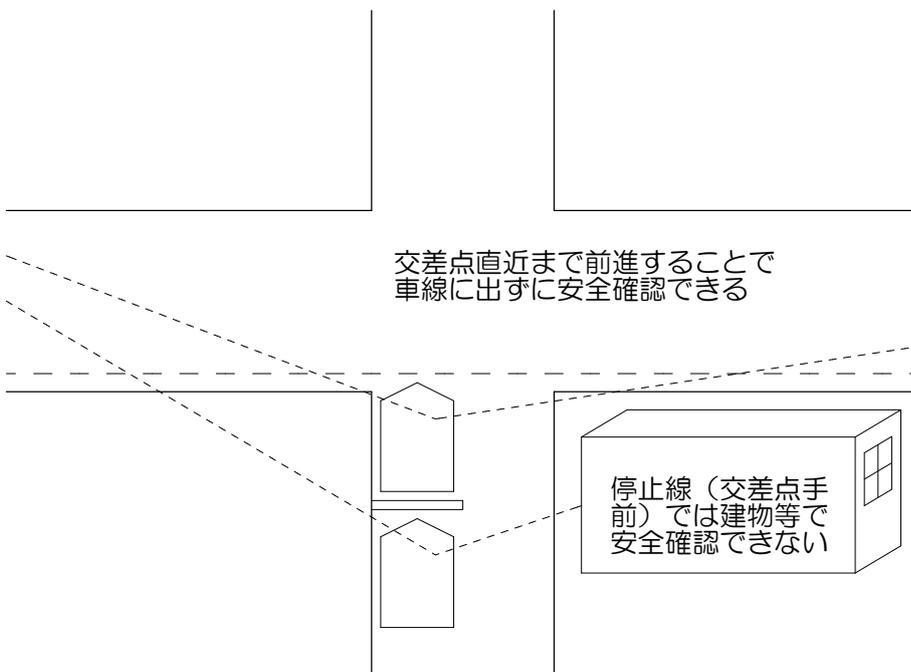
【事例A】

建物等がないため交差点の見通しよく、カーブミラーの必要性はない



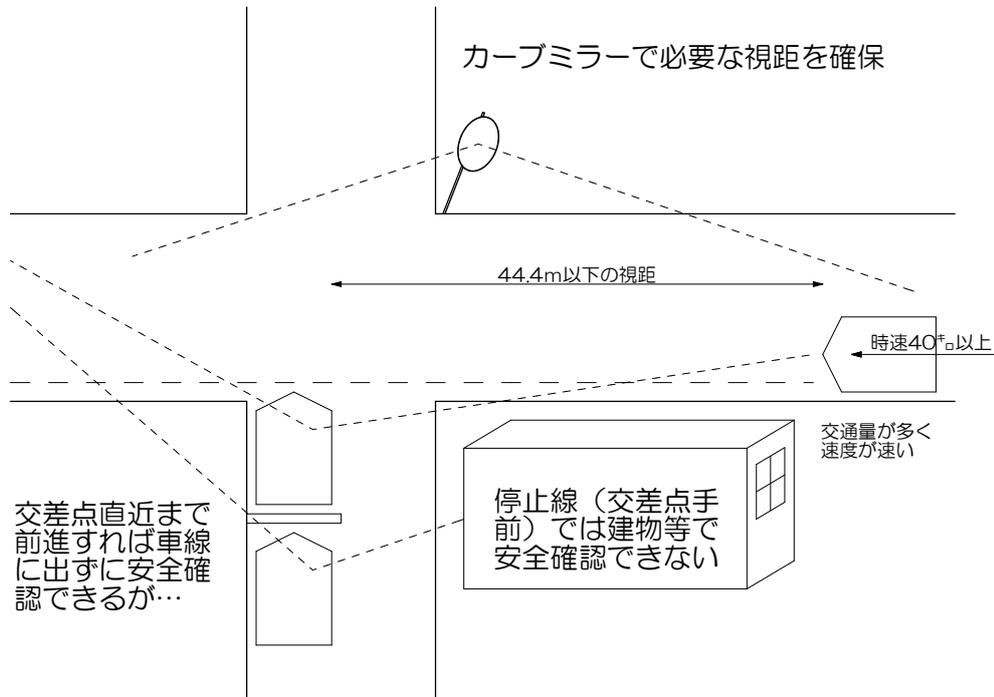
【事例B】

停止線（交差点手前）では安全確認できないが、交差点直近まで前進すれば安全確認できるため、カーブミラーの必要性はない。



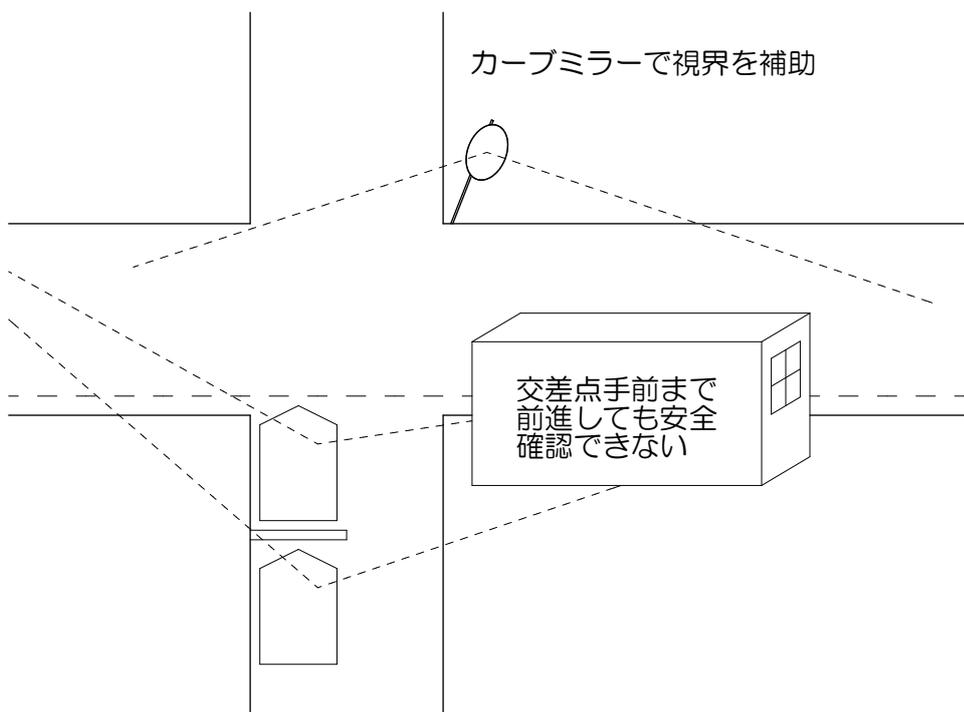
【事例C】

交差点直前で車線に食み出すことなく安全確認できるが、交差する道路は交通量が多く、速度も速い。かつ交差点直近から見通せる距離も足りず、カーブミラーの必要性がある



【事例D】

交差点直近も安全確認できないため、カーブミラーの必要性がある

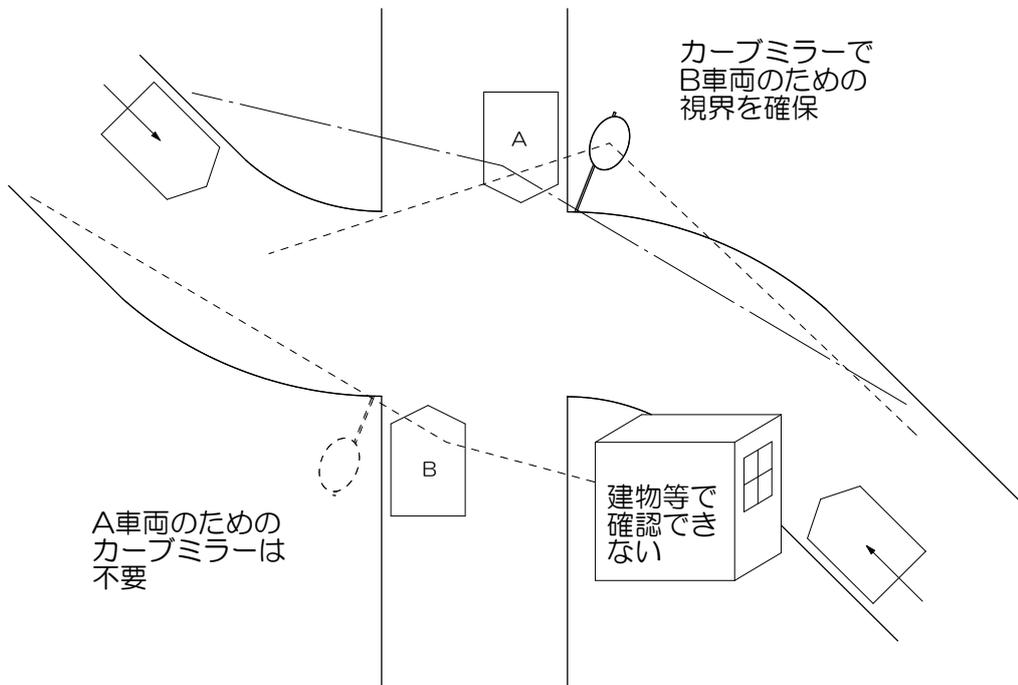


【事例E】

交差する道路がカーブ等の場合も、あくまで見通しの良し悪しによって判断する。

A車両…右側の道路がカーブしているが、建物等はなく見通しが良いので必要性なし

B車両…右側の道路がカーブしている上、建物等で見通しが悪いので必要性あり



2) 単路（カーブ）の場合

センターラインがあり走行車線が区分されている場所では、車線に沿って走行すれば衝突のおそれが少ないため、基本的には設置しない。

なお、社団法人日本道路協会「道路反射鏡設置指針」を参考にし

- ・カーブミラー越しでは 30km/h を越える場合に必要な視距を確認できないこと。
- ・カーブミラーが必要な場所では 30km/h を越えて走行できないこと。

上記2点から通過速度を時速 30km/h と設定し、下記のとおり要否の判定を行うものとする。

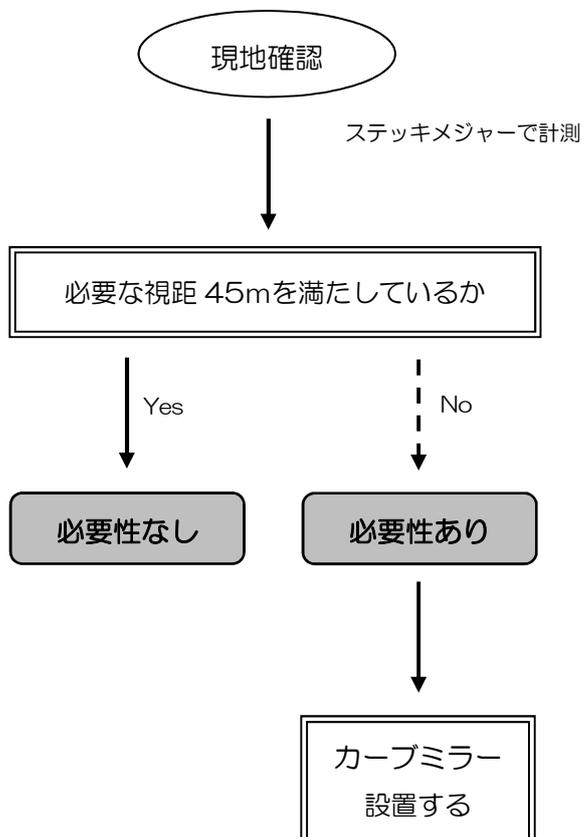
◎必要な視距についての考え方

- ・カーブ地点で対向車が相互に相手を認識し、ブレーキをかけた際に衝突せずに停止できる距離が必要
- ・対向車が衝突しない最低限の距離＝下記参考の距離×2
- ・雨天時は晴天時の約 1.5 倍が必要なため、さらに×1.5

※ 単路における必要な視距

$$\begin{array}{ccccccc} \text{制動距離} & & \text{対向車を考慮} & & \text{雨天時の制動比} & & \\ 15 \text{ m} & \times & 2 & \times & 1.5 & = & 45 \text{ m} \end{array}$$

《単路（カーブ）の場合の要否判定フローチャート》



3 配意事項（最終確認）

- (1) 道路脇の植物等による視界不良を理由とする設置要望については、植栽管理や道路改良等による対応を含め、設置の要否について総合的に検討する。
- (2) 歩道がない通学路や近隣に公共性の高い施設など、公共性の高い施設がある場合は、現地の状況に応じて設置の要否について検討する。
- (3) カーブミラーは、交差点における安全確認に際して補助的な役割を果たすものに過ぎない。道路形状に関わらず、目視による安全確認が基本であることをよく理解して要否判断にあたる。
- (4) カーブミラーを設置することにより、発生する危険性（交通事故の誘発、交通ルール無視の助長など）があることを十分に留意して検討する。
※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはならない。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務がある。
- (5) 経年劣化や天災における補修および再設置については、カーブミラー支柱に下図のシールが添付されているか確認すること。

<p>保守管理者：五島市役所建設課 連絡先：五島市福江町1番1号 TEL 0959-72-6111</p>

※シールの見本